

アーチェリー競技実施要領

1 競技規則

「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び「全日本アーチェリー連盟競技規則」に準ずるものとする。

2 参加区分

(1) 参加区分はリカーブ部門(男女別)とコンパウンド部門(男女別)とする。

3 競技方法

(1) 競技種目は、男女とも50m・30mラウンド及び30mダブルラウンドとする。

(2) 競技種目は、男女とも次のとおりとする。

① 50m・30mラウンド 50m・30mの各距離から1エンド3射(行射時間は2分とする)で36射ずつ行射する。

② 30mダブルラウンド 30m・30mの各距離から1エンド3射(行射時間は2分とする)で36射ずつ行射する。

(3) コンパウンド部門50・30mラウンド障がい区分1の50mでは、全寸法80cm標的面を、30mでは6リング標的面を使用する。

(4) 1標的2名(A・B)の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。

(5) 練習は競技開始前に行い、「3射矢取り」を2回繰り返す。

(6) 競技は、音響・視覚による時間管理装置(信号機)で進行する。

(7) 得点記録については、相互看的とし、エンド毎の得点は速やかに表示板に記録する。

(8) 椅子の使用は、競技上有利にならなければ認められる。

(9) 障がい者区分1(第8頸椎まで残存)及び障がい区分3(上肢障がい)の選手はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具(リリーススイド等の発射装置)を使用することができる。

また、障がい区分1及び障がい区分3以外の選手で上肢にも障がいがあり、補助具を使用しないと行射できない選手も、審判長の承認を得れば使用することができる。

(10) コンパウンドの照準器は次のとおりとする。

① プリズム・レンズまたはその他の光学的拡大装置、水準器又は電氣的装置が組み込まれていないこと。

② 2個以上の照準器を有していないこと。

(11) 得点記録及び矢の回収は、選手(チームの監督、選手の代行者(エージェント・アシスタント)の介助を含む)で行う。しかし競技前に選手から要望があれば、チームの監督、選手の代行者(エージェント・アシスタント)または競技運営主管団体が斡旋した専任者が行うことができる。q

(12) アシスタントについては次のとおりとする。

① 特別な事情のある選手には、主催者の許可を得てアシスタントを付けることができる。ただし、原則アシスタントを認めるのは、障がい区分1の選手のみとする。

② 障がい区分1に該当する選手につくアシスタントの役割はノッキングやサイトの移動、または選手にとって必要な身の介助などで、他の選手の迷惑にならない範囲で助言が認められる。

③ 行射時間外の介助(弓具の移動や車いす介助等)のみを行う場合は申請不要とする。

④ 障がい区分1に該当する選手およびそのアシスタントは、パートナーとして分かりやすいよう、同一のユニフォームを着用し、競技者番号が使用されるときは、同一の番号を付ける。

⑤ アシスタントは、射場内に競技場必要な物以外は持ち込んでではなく、競技役員の指示に従わなければならない。

(13) 用具検査は、大会当日の競技開始前に行う。用具検査には弓具以外に服装、ゼッケン、車いす、補助具等を含むので注意すること。

4 競技開始時間(予定) **9:30** 受付開始 **10:00** 競技開始
※各自、出場種目の招集時間を厳守すること

5 競技用具 競技に必要な用具は出場選手が各自用意する。

6 服装 アーチェリー競技に適した服装を着用する。
また天候によっては防寒着、雨具を着用することができる。

7 その他 会場内は禁煙。ごみは各自で持ち帰り、会場の美化に努めること。